

**高等学校等就学支援金等（国の制度）について（重要）**

**（※所得制限の一部が事実上撤廃となり、原則すべてのご家庭が対象です※）**

**（2回目：7月から翌年6月分）**

**申請期限（※4月から6月分が審査中の方を除く※）：令和7年8月14日（木）**

拝啓 厳暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、先般（7月上旬頃）、1回目（4月から6月分）の就学支援金等に係る申請手続きを行っていただいたところですが、**今回保護者の皆様にご案内させていただく申請手続きは、下表に於いて7月から翌年6月分となります。今年度は必ず2回申請が必要**ですので申請漏れが無いようにご注意ください。

申請手続きにあたり、別添「令和7年度就学支援金等（国の制度）の申請手続きのお知らせ（東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け）（以下、「申請手続きのお知らせ」と称す）」をご覧いただき、当該資料内のリンク（URL）から「東京都ホームページにて、該当する「申請者向け利用マニュアル（東京都版）」を必ずご参照のうえ、申請手続きをお願いいたします。

また、『e-Shien』にログインするためのID及びパスワードは、前回申請時にご利用いただいた「ログインID通知書」に記載されておりますので、そちらを入力の上e-Shien にログインしてください。「ログインID通知書」を紛失してしまった場合には、下記入力フォームへ再発行希望の旨ご連絡をお願いいたします。

何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

○申請手続内容一覧

申請区分	令和7年4月分～令和7年6月分の審査結果が <b>認定【○】</b> の方 → <b>継続</b> 申請者	令和7年4月分～令和7年6月分の審査結果が <b>不認定【×】</b> となった方 → <b>新規</b> 申請者
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月に申請を行い、認定となった方で、令和7年7月分以降も継続して受給を希望する方</li> <li>但し、令和7年4月分～6月分が「審査中」の方は、受給資格認定申請の審査が完了し、認定された方から順次申請が可能となりますので今回の申請期限の対象となりません。</li> <li>※ご自身でe-Shienにログインし、手続きが可能かどうかご確認ください。わからない場合には、就学支援金センターまでお問い合わせください。</li> </ul> <p>※令和7年度の課税情報等に基づき審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月に申請を行い、不認定となった方で、令和7年7月以降分を新たに申請する方</li> <li>但し、令和7年4月分～6月分が「審査中」の方は、受給資格認定申請の審査が完了し、（不認定）次第、新たに申請が可能となりますので、今回の申請期限の対象となりません。</li> <li>※ご自身でe-Shienにログインし、手続きが可能かどうかご確認ください。わからない場合には、就学支援金センターまでお問い合わせください。</li> </ul> <p>※令和7年度の課税情報等に基づき審査</p>
手続内容	<p><b>継続意向登録・収入状況届出申請</b></p> <p>（令和7年7月～令和8年6月分の申請）</p>	<p><b>受給資格認定申請</b></p> <p>（令和7年7月～令和8年6月分の申請）</p>
利用マニュアル	<p><a href="#">申請者向け利用マニュアル②【1年生等（2回目の申請 ※1回目《認定》の場合）】</a></p> <p>※外部ページに遷移します。</p>	<p><a href="#">申請者向け利用マニュアル②【1年生等（2回目の申請 ※1回目《不認定》の場合）】</a></p> <p>※外部ページに遷移します。</p>

## 【申請までのおおまかな手順】

「申請手続きのお知らせ」をご覧ください。

- ① 「表面」をご一読いただき、制度の概要について確認する。  
※算定基準額区分のどの区分に該当するかご確認ください。  
なお、A区分に該当する方は、就学支援金の審査で不認定となることをもって「高校生等臨時支援金」の支給対象となります。そのため、A区分の方も就学支援金の申請が必要です。  
どの区分に該当するか判断がつかなくても必ず申請してください。
- ② 「裏面」に記載のリンク（URL）から申請に必要となるマニュアル（東京都版）を取得・参照する。  
※上記、○申請手続内容一覧の利用マニュアル欄の文字列を押下すると該当のマニュアルに遷移します。
- ③ 「裏面」に記載のリンク（URL）から e-Shien にログインし、マニュアルを参照のうえ、申請手続きを行う。

### ◆ 令和7年4月から6月分が・・・

- ・認定【○】：継続申請者  
→継続意向登録・収入状況届出申請（令和7年7月～令和8年6月分の申請）を行う。
- ・不認定【×】：新規申請者  
→受給資格認定申請（令和7年7月～令和8年6月分の申請）を行う。

※マイナンバーの読み込みが上手くいかない場合には、マイナンバーを手入力してください。  
「システム外で個人番号カード等の写しを提出する」を選択しないでください。まずはマイナンバーを使用しての申請となります。

※申請・操作方法等がわからない場合には、就学支援金センターまでお問い合わせください。

※4月分から通年で就学支援金（「臨時支援金」を含む）を受給するには、年2回（①7月上旬及び②8月以降1回目の審査確定後（※申請に不備があると遅れることがございます））申請が必要です。

※今回は2回目（7月から翌年6月分）の手続きとなります。

以上により、申請手続き完了となります。

## ！おさらいです！

高等学校等就学支援金等（国の制度）と東京都授業料軽減助成金（都の制度）は別の制度であり、申請サイト（システム）やID・パスワードがそれぞれ異なり、別途申請手続きが必要です。

学校側から交付させていただいたログインID通知書は、「高等学校等就学支援金等」『e-Shien』にて使用するものです。「東京都授業料軽減助成金」については、保護者の皆様ご自身にて登録・設定を行いますので、各申請システムへログインする際のID・パスワードの入力誤りに注意してください。

\*\*\*\*\*

### 《家計急変相談窓口》

就学支援金を<家計急変>として申請をご希望の方は、下記入力フォームよりご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- ・対象：負傷・疾病により離職・休職し、その後90日以上就労困難理由による離職、自己の責めに帰すべき理由によらない離職（会社都合の解雇、正当な理由（倒産等）による自己都合離職）
- ・対象外：都内在住者・定年退職・自己の責めに帰する理由による自己都合退職・離婚・死別

「就学支援金関連」を選択、「備考欄」に「家計急変申請希望」等と入力のうえ送信してください。

➤ <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSftNSq4zZsEIK15qX5aGxO6Wbfuw2HyGJvfmjRPZIFilzz-nw/viewform>

## 【各種マニュアル・入力期限・諸注意等について】

- 就学支援制度の概要・申請者向け利用マニュアル（[東京都版](#)）・『e-Shien』操作手順の説明動画・FAQ（※）

➤ <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html>



- e-Shien へのアクセス（※）

➤ <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>



- e-Shien ロック解除等（パスワードを複数回入力誤りロックされてしまった場合 etc.）
- e-Shien ログイン ID 通知書再発行ご希望の方（※）

※ロック解除等までに2・3日お時間をいただく場合がございますのでご了承ください※

※土・日・祝祭日にご連絡いただいた場合には、翌週以降となりますのでご了承ください※

➤ <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSftNSq4zZsEIK15qX5aGxO6Wbfuw2HyGJvfmjRPZIFilzz-nw/viewform>



**（※）外部ページに遷移します**

- **申請期限：令和7年8月14日（木）※4月から6月分が審査中の方を除く※**

※申請入力期間が大変短く申し訳ございませんが、何卒ご協力をお願いいたします。

※申請が遅れた場合には、審査結果通知及び就学支援金の還付等が遅れることがございます。

- **制度の内容・算定基準額区分・支給判定・e-Shienの操作方法について**

下記、**就学支援金センター**までお問い合わせください。

※就学支援金等の制度内容、算定基準額区分、支給判定、e-Shienの操作方法等に係るご質問につきましては、学校ではお答えいたしかねますのでご了承ください。

**※申請期間中は大変混雑しますので、お早めにお問い合わせください※**

### **✚ 就学支援金・e-Shien に関するお問合せ**

●私学就学支援金センター（就学支援金担当）

☎03-6743-5011（平日：9：15～17：00）

### **✚ 授業料軽減助成金・奨学給付金に関するお問合せ**

●私学就学支援金センター（授業料軽減・奨学給付金担当）

☎03-5206-7925（平日9：15～17：00）

- **就学支援金の還付・相殺等について**

「就学支援金関連」を選択、「備考欄」に「還付・相殺等」と入力のうえ送信してください。担当より電話又は保護者様のメールアドレス宛にご連絡させていただきます。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSftNSq4zZsEIK15qX5aGxO6Wbfuw2HyGJvfmjRPZIFilzz-nw/viewform>

※問い合わせが集中した場合、対応にお時間を頂戴することがございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## ○ 就学支援金等の申請から受給までの基本的なスケジュール（予定）

時期/区分	内容	備考
(補足説明)	<p><b>※通年で受給するには、年2回申請が必要</b></p> <p>「令和7年7月分～令和8年6月分」の申請は、下記①の審査完了後に可能。2回目の申請案内については8月以降に別途ご連絡いたします。審査の進捗状況により保護者の皆様が一律同時期に申請可能となるわけではございませんのでご留意ください。審査進捗状況については、e-Shienよりログインのうえ、ご確認ください。</p> <p>※申請手続きの不備やマイナンバーによる税情報の取得が遅れた場合、審査結果通知及び就学支援金等の還付等が遅れる場合がございます。</p>	
7月上旬	<p>①意向登録・受給資格認定申請</p> <p>(令和7年4月～令和7年6月分の申請)</p> <p>※令和6年度の課税情報等に基づき審査</p>	
8月以降	<p>②継続意向登録・収入状況届出申請</p> <p>※但し、令和7年4月～令和7年6月分が「不認定」となった方は、「受給資格認定申請」</p> <p>(令和7年7月～令和8年6月分の申請)</p> <p>※令和7年度の課税情報等に基づき審査</p> <p>※別途、改めてホームページ及びメール配信により申請手続きのご案内をいたします。</p>	<p>※1回目(令和7年4月～令和7年6月分)の審査確定後のため、審査の進捗状況により保護者の皆様が一斉同時期に申請可能となるわけではございませんのでご留意ください。審査進捗状況については、e-Shienよりログインのうえ、ご確認ください。</p>
10月上旬	<p>4月-翌6月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	<p>※審査の進捗状況次第では、4月-6月分のみとなる可能性もございます。以降も同様の可能性があります。</p>
12月中旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付・授業料との相殺</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	
12月下旬	<p>4月-翌6月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	
2月上旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	
3月中旬	<p>4月-翌6月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	
3月下旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	

※現時点でのスケジュールのため、変更となる場合がございますのでご了承ください。

※審査が完了された方から上記スケジュール（予定）のとおり、結果通知及び還付相殺等についてお知らせいたします。

※「臨時支援金」の支給時期等については、現時点では未定のため、追ってご案内させていただきます。

※国の授業料支援を希望する意思のない場合は、申請は行わないようお願い申し上げます。